

(仮称) 八戸市新学校給食センター整備・運営事業
【 募集要項等に関する質問回答（第2回）（9月16日公表） 】

通し 質問 No.	書類名	頁	大 項目	中 項目	小項目					質問	回答
1	募集要項	17		3	(4)	ウ	(4)	f	(a)	「提案上限価格は、事業契約後の物価変動による増減額を除く額である。」と記載がございます。 昨今の中東情勢等を踏まえ、今後も建設資材・労務価格等の変動が見込まれます。 事業契約後に建設資材・労務価格等が著しく変動した場合については、募集要項等に定める物価変動による改定の対象となるものと理解してよろしいでしょうか。	物価変動への対応については、事業契約書（案）58ページ以降に定める4．サービス対価の改定及び変更に基づき対応することを予定しています。
2	募集要項	17		3	(4)	ウ	(4)	f	(a)	中東情勢を踏まえ、今後、建設資材・労務価格等について、通常の物価変動の範囲を超える急激な価格水準の変動が生じる可能性も考えられます。 このような急激な価格変動が生じた場合、事業者が適正な品質を確保しながら安定して事業を継続するため、インフレスライド等に準じた措置を適用することについて、ご検討いただくことは可能でしょうか。	事業契約書（案）58ページ以降に示すとおり、インフレを含めた物価変動に対応します。
3	要求水準書	18	第2	6	(1)	イ	(カ)			備蓄する非常食について、1食から3食に増えたが、提案上限価格の見直しは行うのか。	非常食の備蓄を1食から3食として、要求水準書を変更したことについては、備蓄倉庫が、1食分の備蓄に要するスペースが大きくないことから、余裕分があり、そこに追加の2食分を入れることができ、面積を広げる必要はないという想定をしています。ただし、追加の2食分を備蓄倉庫に入りきらない場合は、追加分について、倉庫や書庫に入れることも可能とします。 以上のことから、提案上限価格の見直しは行いません。
4	要求水準書	42	第3	2	(1)	イ				「届出、報告等の後に、土壌汚染状況調査や汚染の除去等の措置が必要となった際の費用は市が負担し」と記載されていますが、事前調査で発見された土壌汚染の除去等の措置にかかる費用は、届出、報告等の前後を問わず、市の負担になりますでしょうか。	報告後に土壌汚染の除去等の措置が必要となった場合に、その費用を市が負担します。
5	要求水準書	76	第6	2	(5)	イ				廃棄物処理に関して、西センター、運搬・処理する業務は、別途市が委託するとありますが、本件施設においてのみ運搬・処理する業務は、事業者が行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	要求水準書	81	第6	2	(9)					現状の西センターにおける見学や食育イベントの頻度はどの程度の頻度で実施しているか昨年度の実績をご教示ください。定期的に見学に来る対象の児童・生徒の学年についてご教示ください。	西センターのイベント等の実施状況は、「配付資料24_既存センター契約仕様書」の「別表8 令和7年度 試食会の実施状況について」をご確認ください。「配付資料24_既存センター契約仕様書」について、現在公募中の委託業務のものに更新します。 例年西地区給食センターで開催している見学会イベントにつきましては以下のとおりです。 件名：給食センター見学会及び学校給食試食会 概要：学校給食を通じ、食についての理解を深めることを目的に、市民を対象に施設見学や給食の試食会を開催 開催日：例年10月頃 ※令和7年は10月 23 日（木） 募集人数：20 名 ※この他、例年3月にアレルギー対応食試食会（参加者数名）を実施しています。 別表8の実施状況は、上記のほか、各学校等から随時受け付けて対応したもので、定期的な対応はおりません。
7	要求水準書	81	第6	2	(10)					西センターの洗濯機、乾燥機の容量及び数量をご教示ください。	洗濯機は7kgが13台、乾燥機は5kgが13台です。 詳細については、別表4-3-1及び別表4-3-3を含めた「配付資料24_既存センター契約仕様書」を現在公募中の委託業務のものに更新しますので、ご確認ください。
8	審査基準	5	2	3	(4)	1	(5)			○市内企業の参画形態による評価の取扱いについて 募集要項等に関する質問回答No.87では、市内企業への発注額について「構成員から市内企業への直接発注（一次下請け）を対象」との回答があります。 この場合、建設企業として市内企業が構成員となっている場合には、当該構成員への発注額は評価対象とならない一方、市外の構成員または協力企業から市内企業への一次下請け発注額は評価対象となるもの（市外企業にメリットがあるもの）と理解しております。 例えば、同一の市内企業が施工を担う場合であっても、その企業が構成員として参画する場合と一次下請けとして参画する場合とでは、後者の方が市内企業への発注額としての評価が高くなってしまう。 また、本事業では、建設業務について「建設企業は、市内に本店のある企業を1社以上含むこと」との参加要件が設定されています。 審査基準において八戸市様の意向が、市内企業への発注総額を期待するものであれば、公平性と市内企業の構成員参画に対する評価という観点から、市内企業から一次下請けへの発注額も評価の対象としていただくか、一次下請けは評価の対象外としていただけないでしょうか。	No8及びNo9のご質問にあります「構成員から市内企業への直接発注額」、「市内企業の参加要件」、「提案価格」の3項目については、それぞれ、「地域経済への好影響（インパクト）」、「市内企業の参画機会の創出」、「市の財政負担の軽減」と異なる観点で提案内容を審査します。 上記のほか、様々な観点での地域貢献に係るアピールについては、様式6-5①の（5）地域貢献にて記載できるものとしております。 以上より、原案のとおりとします。

通し 質問 No.	書類名	頁	大 項目	中 項目	小項目				質問	回答
9	審査基準	5	2	3	(4)	1	(5)		○市内企業への発注額の評価方法について 募集要項等に関する質問回答No.87では、市内企業への直接発注（一次下請け）についても、市内企業への発注額として評価対象になるものと理解しております。 一方、設計・建設・工事監理業務において、市内企業への発注を絶対額である「提案価格」により比較した場合、市内企業への発注割合が高い提案であっても、建設費等の提案価格そのものが低い場合には、市内企業への発注額も相対的に小さくなる可能性があります。 そのため、地域貢献の観点から市内企業への発注を評価する場合には、絶対額である「提案価格」の比較だけではなく、各グループの設計・建設・工事監理業務費に対する**「市内企業への発注割合」**を評価することも必要ではないかと考えます。 以上を踏まえ、一次下請けへの発注を評価対象に含める場合には、「提案価格」の比較ではなく、又はこれに加えて、「市内企業への発注割合」により比較・評価することをご検討いただけないでしょうか。	No8の回答をご確認ください。
10	審査基準	8	第2	3	(4)	5	(8)		八戸市の防災計画等における、災害時の給食センターでの炊き出し実施基準について教えてください。また、災害時に市が本件施設に期待する対応があれば併せてご教示ください。	当市の地域防災計画において「炊き出しは、避難の状況により、学校又は公民館の調理施設等で実施するほか、必要に応じて学校給食施設に協力を依頼する。」とされており、学校や公民館など避難所となる場所が優先的に検討され、給食センターは適していると判断された場合に活用されるものです。 よって、当市としては、非常時において給食センターが優先的に活用されるものではないことから、平時での併用など有効活用される現実的な提案を評価します。
11	様式集	様式2-9							質問回答1回目No.66の回答において、「配置予定技術者の情報を記載できるように修正」とございますが、改訂版の様式2-9では担当技術者の記載欄がないように見受けられます。 建設業務責任者及び技術者を「建設業務に従事する責任者（建設業務責任者）の実績」欄に記載することよろしいでしょうか。（あるいはタイトルを「建設業務に従事する技術者」等として記載することよろしいでしょうか。）	質問回答1回目No.66の回答は「「建設業務に従事する責任者（建設業務責任者）の実績」を記載できるように修正します。」に訂正します。 募集要項の建設企業の参加資格要件では、「建設業務に従事する責任者」のみ求めているため、「建設業務に従事する技術者の実績」についての記載は不要です。
12	様式集	6	2	4	(2)	ケ			構成員以外の企業名等の記載（金融機関名）については、様式5-3①のみ記載可、それ以外の様式は記載不可という理解でよろしいでしょうか。質問回答第1回目のNo.61とNo.80で内容に相違があるようですので、念のため確認でございます。	質問回答1回目のNo.61の回答を正とします。
13	様式集	様式5-3②							募集要項等に関する質問回答（第1回）（8月10日公表）No.82の回答において、損益計算書についても税込で作成とございますが、SPCの会計処理との整合性及び事業本体の収益性を適切に把握する観点から、税抜で損益計算書を作成することをお認めいただけないでしょうか。	市の支払想定額を税込で確認したいことから、原案のとおりとします。
14	様式集	様式5-3②							8月10日公表の「募集要項等に関する質問回答（第1回）」No.82において、「損益計算書についても税込で作成ください。」とありますが、様式4-3の税抜金額と整合を図る点、様式4-4～8の各見積書は税抜金額を記載する必要がある点、さらに実際にSPCの決算書は税抜方式で作成することになる点などを考慮していただき、損益計算書を税抜で作成することを認めていただけないでしょうか。	No13の回答をご確認ください。
15	様式集	様式5-3②							損益計算書のサービス対価A1、サービス対価A2の内訳として、いずれも「一括払い金」「元本相当分」「金利相当分」が記載されていますが、サービス対価A1は「一括払い金」のみ、サービス対価A2は「元本相当分」と「金利相当分」を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	損益計算書のサービス対価A1及びサービス対価A2の内訳は、仮契約書（案）別表4-1に併せて記載してください。様式5-3②は修正します。
16	様式集	様式5-5							記載方法に関連して要求事項の内容を確認するために要求がない追加資料を提出した場合に評価の対象となりますでしょうか。（例えば、構造資料など）また、追加した場合の様式番号についてもご指示願います。	様式集において指定のない追加資料は、提出されても評価の対象とはなりません。提案内容は、様式6及び様式7の範囲内で記載してください。 なお、提案書提出後、審査に当たり確認が必要な事項が生じた場合、事務局から追加資料の提出を求めることがあります。
17	様式集	様式6-25							様式6-25を提出する意図を教えてください。	本様式は、記載内容そのものを評価・加点するためのものではなく、選定委員会が提案内容のアピールポイントを把握するための参考資料となるものです。
18	仮契約書（案）	6	19条の2	1					開業準備業務、維持管理・運営期間中の保証金の水準は維持管理・運営期間第2年度サービス対価B相当額の100分の10からさらに10分の1した水準との理解でよろしいでしょうか。	「・・合計金額の100分の10以上の金額（以下「維持管理・運営業務等保証基準額」という。）の10分の1以上の契約保証金・・」のうち、「10分の1以上の」は誤記のため、削除します。
19	仮契約書（案）	9	22条	4項					43条（第三者損害）には、善管注意義務を尽くしても通常避けることができないものに起因した損害についての定めはありませんが、22条4項により市が負担するということよろしいですか。	本件工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因して第三者に損害が生じた場合の負担関係を明確化するため、事業契約書（案）第43条に規定を追加します。 なお、当該損害については市が負担しますが、事業者が工事の施工につき善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、事業者の負担とします。
20	仮契約書（案）	10	26条	6項					仮契約書第26条第6項に基づく追加・変更により請負額を変更する場合、変更額は、変更時点の実勢価格または実際の購入価格を基礎として算定されるとの理解でよろしいでしょうか。	増加費用又は損害の額は、当該変更の内容及び変更当時の関係する諸般の事情を総合的に考慮して合理的に判断します。
21	仮契約書（案）	10	26条	6項					要求水準書等が変更されて事業者に増加費用又は損害が生じた場合も（本文）、24条1項各号該当事実が仮契約締結前から存する場合も（なお書き）、市が合理的な範囲で増加費用又は損害を負担するとされています。両方とも、要求水準書等の変更起因する損害ですが、本文とは別にお書きを規定している理由をご教示ください。	なお書きで定める、「第24条第1項各号に該当する事実が事業契約の仮契約締結前から存する事実である場合」、当該事実は仮契約締結前から存する故に、事業者がコントロールできない事由であることから、原則として当該事由による合理的な範囲で市が負担することを確定的に定めるものです。もちろん、事業者の帰責事由により費用又は損害が不合理に拡大したような場合は、市が負担するべき合理的な範囲のものではないので、ご留意ください。

通し 質問 No.	書類名	頁	大 項目	中 項目	小項目				質問	回答
22	仮契約書 (案)	10	26条	6項					24条1項各号該当事実が仮契約締結前から存する場合（なお書き）であっても、要求水準書等が変更されて事業者に増加費用又は損害が生じた場合（本文）と同じ範囲で、市が増加費用又は損害を負担すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	仮契約書 (案)	16	40条	6項					実際に市内企業に下請け等を発注するのは事業者（SPC）ではなく、構成員・協力企業となるものと考えられます。事業者（SPC）に違約金支払債務が発生するリスクがある建付けですとプロジェクトファイナンスによる資金調達を実施する際に金融機関より事業者（SPC）は当該違約金に応じた現預金の積立を求められることが想定されます。当該積立金は、資本金や事業者劣後融資等で補うこととなり、SPCのコストが上昇し、ひいては入札における提案価格の上昇に繋がると思料いたしますので、当該違約金にかかる記載の削除または事業者（SPC）ではなく構成員・協力企業に発生する建付けに変更していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
24	仮契約書 (案)	20	49条	2項					22条4項の「損害」は「逸失利益は除く。」と規定されていますが、事業者が市に対して遅延損害金を超えて損害を支払う場合には、逸失利益も含まれますか。	本件は給食センター事業であり、市が利益を得ることを目的とするものではなく、そもそも賠償してもらう逸失利益を想定していません。もっとも、事業者の責めに帰すべき事由により、予定どおりに給食を児童・生徒等に提供できないことにより代替手段（例えば、別給食や弁当等）を確保するために要した費用等は市に生じた増加費用又は損害として事業者に請求することになります。
25	仮契約書 (案)	24	60条	2項	2号				60条2項1号の「損害」は「逸失利益は除く。」と規定されていますが、事業者が市に対して支払う2号の場合には、逸失利益も含まれますか。	No24の回答を参照ください。
26	仮契約書 (案)	32	79条	2項					修正により、「本件施設若しくは什器備品等の引渡し完了前に第77条若しくは前条に基づき事業契約が解除された場合、又は事業者が本件施設の引渡し完了前に第77条又は前条の各号のいずれかに該当することが判明し、事業者の事業契約上の地位が第5条第4項に基づき締結された直接協定に従い第三者に承継された場合には、」となっております。 後段の直接協定に従い第三者に承継された場合においても違約金が発生することとなると、金融機関がステップインを行い、代替業者を探索する際のハードルが非常に高くなり、事業の継続性に懸念が生じることとなりますので、「又は」以下を削除いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
27	仮契約書 (案)	32	79条	2項					第78条に該当した場合においても、違約金が発生する建付けとなっておりますが、第78条については、構成企業の談合に関する規定となっております。 構成企業の談合に関する規定は、基本協定書第11条第2項にて規定されており、談合を生じさせた構成企業又は協力企業に違約金を負担させる建付けとなっていること、第78条の事由により事業者（SPC）に違約金が生じる規定は基本協定書との二重の違約金が発生する建付けになっていること、事業者はSPCであり、自身が談合の主体になる可能性は低いことを考慮いただき、第78条により事業者（SPC）に違約金が生じる建付けは、削除いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
28	仮契約書 (案)	32	79条	2項					第77条および第78条に該当した場合、違約金基準額の2倍の違約金が発生する建付けとなっております。 違約金基準額の2倍の違約金が生じる場合、当該違約金に備え、プロジェクトファイナンスによる資金調達を実施する際に金融機関より事業者（SPC）は当該違約金に応じた現預金の積立を求められることが想定されます。当該積立金は、資本金や事業者劣後融資等で補うこととなり、SPCのコストが上昇し、ひいては入札における提案価格の上昇に繋がると思料いたします。 また、第77条と第78条の双方に該当する事象が生じる蓋然性は低いことを考慮いただき、2倍の違約金が発生することは見直しいただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、第79条2項を修正します。 第77条及び第78条の双方に該当した場合であっても、違約金額は違約金基準額を上限とする方向で整理します。
29	仮契約書 (案)	32	79条 80条	2項1項					本件事業契約の第79条第2項、第80条第1項に規定されている違約金の金額（第77条と第78条に合わせて該当した場合は2倍の違約金が発生する建付け）を削除いただけないでしょうか。 他案件ではあまり見ない建付けであり、通常の倍の違約金が発生する場合、追加の手当が必要になる可能性がございますので、この2倍の削除もしくは第78条は談合に関する事項であり、談合については基本協定にも規定されている事項ですので、第78条の事由にてSPCに違約金が発生することは削除いただけないでしょうか。金融機関からの借入時のコスト増要因になりえるので、ご検討の程、お願い致します。	ご意見を踏まえ、第80条1項を修正します。
30	仮契約書 (案)	33	80条	1項					修正により、「事業者が開業準備業務期間若しくは維持管理・運営期間に第77条若しくは第78条に基づき事業契約が解除された場合、又は第77条若しくは第78条の各号のいずれかに該当することが判明し、事業者の事業契約上の地位が第5条第4項に基づき締結された直接協定に従い第三者に承継された場合」となっております。 後段の直接協定に従い第三者に承継された場合においても違約金が発生することとなると、金融機関がステップインを行い、代替業者を探索する際のハードルが非常に高くなり、事業の継続性に懸念が生じることとなりますので、「又は」以下を削除いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

通し 質問 No.	書類名	頁	大 項目	中 項目	小項目				質問	回答
31	仮契約書 (案)	33	80条	1項					第77条および第78条に該当した場合、違約金基準額の2倍の違約金が発生する建付けとなっております。 違約金基準額の2倍の違約金が生じる場合、当該違約金に備え、プロジェクトファイナンスによる資金調達を実施する際に金融機関より事業者（SPC）は当該違約金に応じた現預金の積立を求められることが想定されます。当該積立金は、資本金や事業者劣後融資等で補うこととなり、SPCのコストが上昇し、ひいては入札における提案価格の上昇に繋がると思料いたします。 また、第77条と第78条の双方に該当する事象が生じる蓋然性は低いことを考慮いただき、2倍の違約金が発生することは見直しいただけますでしょうか。	No28の回答をご参照ください。
32	仮契約書 (案)	37	92条	2項	1号				本条では、解除の有無にかかわらず、本事業の実施にかかる合理的な増加費用額及び損害額のうち一定割合を市が負担いただけるとの定めになっております。ここで負担いただける損害としては、第94条第2項において不可抗力による契約解除後の場合と同様に、出来形部分のうち損傷又は滅失した部分の負担もいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	第92条第2項第1号に規定する「本事業の実施にかかる合理的な増加費用額及び損害額」には、不可抗力により出来形部分の全部又は一部が損傷又は滅失したことにより生じた損害も含まれます。 ただし、費用負担については、第92条第2項第1号に定めるとおり、事業者が生じた合理的な増加費用額及び損害額（保険金、保証金、補償金等の受領額を控除した後の額）の累計について、サービス対価Aの元本額の100分の1に至るまでは事業者の負担とし、これを超える部分については市が負担します。
33	仮契約書 (案)	40	100条	3項					「損害」には、逸失利益も含まれますか。	お見込みのとおり、第100条第3項の「損害」には逸失利益を含みます。
34	仮契約書 (案)	42	106条	4					事業者または構成企業若しくは協力企業について第1項の条項に該当した場合、違約金が発生する建付けとなっておりますが、事業者はSPCであり、第1項の条項に該当する蓋然性は低いこと、基本協定書第11条第2項の規定にて、構成企業又は協力企業が暴排条項に該当した場合、構成企業又は協力企業が違約金を負担する建付けとなっていることを考慮いただき、こちらの条項にて事業者（SPC）に違約金が生じる建付けは削除いただけませんかでしょうか。 当該違約金が存在する場合、金融機関から発生に備えたりザープ等を求められる可能性があり、入札価格上昇につながるものとなりますので、当該観点からも削除のご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
35	仮契約書 (案)	57	4	(1)	②				『公共工事標準請負約款』には「予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者または受注者は、全各号の規程にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。」とあります。当該案件も一般的な物価上昇や急激なインフレが発生した場合、物価スライド条項とは別に請負代金の増額変更請求を認めていただけませんかでしょうか。	仮契約書（案）に定める物価改定状況に基づき対応するものとします。
36	基本協定書 (案)	9	11条	2					「事業契約の効力発生の前後であるかにかかわらず、優先交渉権者に第7条第5項各号の事由が生じた場合」は違約金が発生する建付けとなっております。 事業契約の効力発生前後にかかわらないということは、事業契約締結後、事業期間中に優先交渉権者において第7条第5項各号の事由が生じた場合は、優先交渉権者に違約金が発生するという理解でしょうか。	お見込みのとおりです。
37	基本協定書 (案)	9	11条	2					違約金について、「連帯して」支払う規定となっておりますが、連帯義務を負うのはどこまでの範囲でしょうか。構成企業や協力企業を合わせた「優先交渉権者」全体でしょうか。	お見込みのとおりです。 連帯義務を負うのは構成企業及び協力企業となります。